東日本大震災後の都道府県地域防災計画の改定状況と 市町村地域防災計画改定への支援状況等について Prefectural Revision of Local Disaster Management Plan and Instructions for Municipal Revision of Local Disaster Management plan after the 2011 Great East Japan Earthquak

○大平真弓¹,中林一樹¹

Mayumi OHIRA^1 and Itsuki $\mathrm{NAKABAYASHI}^1$

1明治大学大学院 政治経済学研究科

Graduate School of Political Science and Economics, Meiji University

The local management plan founded on the Disaster countermeasures basic law is the general disaster management plan of prefectures and municipals, consisted of countermeasures of the damage reduction, disaster response, recovery and reconstruction, that is base for making the disaster response manuals and BCP. This basic law is revised repeatedly and variously, because it is very disastrous last two decades since the 1995 Hanshin-Awaji great Earthquake in Japan. The local disaster management plans have to be revised in order to cope with new problems and to reflect the lessons from disasters. However, there are prefectures and municipals that do not devised their local plan and have no management system of progress – PDCA. In this report, we clarify the present condition of revision of prefectural local plan and of instruction for municipals through the questionnaire research of all prefectures.

Keywords: Local disaster management plan, Disaster countermeasures besic law, Disaster management basic plan, the Great East Japan Earthquake, Prefecture, Manicipal

1. はじめに

災害対策基本法は、日本の災害対策に関する基本方針 とである防災基本計画に即して,都道府県及び市町村に 地域における防災対策の総合的な計画として、当該地域 の災害予防対策,災害応急対策及び災害復旧・復興対策 とその事前準備の基本的な方針を定めること、さらに災 害対策基本法第40条は「都道府県防災会議は(中略) 毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると 認めるときは、これを修正しなければならない」と定め ており、市町村に対しても第42条に同様のことを定め ている.最近の20年間は災害多発時代であり、災害対 策基本法や防災基本計画の改定が頻繁にされているが, 地域防災計画の改定やそのための進行管理(PDCAサイ クルなど)が充分でない自治体もある.東日本大震災に おける被災自治体では、地域防災計画の改定を怠り実態 を反映した地域防災計画になっていなかったことを指摘 された事例1も見られた.

消防庁が毎年発表している「地方防災行政の現況」² のうち地域防災計画の改定状況を見ると、東日本大震災 前の5年間(平成18~22年度)は都道府県で57~70%、 市町村で32~36%と推移している.一方で、東日本大震 災後の改定率を見ると、地震直後の平成23年度は都道 府県で64%、市町村で27%と低いが、その翌年以降の平 成24~27年度は都道府県で74%~83%、市町村で48%~ 57%と推移している.東日本大震災前より改定状況が向 上されているが、東日本大震災前より改定状況が向 上されているが、東日本大震災後の上位計画や各種法令 の改正頻度が高く毎年見直すべき事案が多くあることを 考慮すると、とくに市町村の改定率は高いとは言い難い. 改定が滞る原因として、小田切らの全国795自治体を 対象にした研究³では、施策充実度のうち「体制・計画」 において、防災部門職員数と財政力指数の影響が有意に 認められたことを明らかにした.また山本らの研究⁴で は、市町村にとって地域防災計画の修正作業は非常に負 担が大きく、一度策定した計画をその後毎年見直すこと はあまり行われていないと報告した.

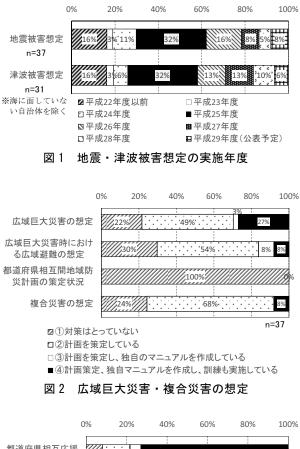
本研究は、地域防災計画の充実強化に向けた県計画の 改定実態と課題の把握を目的とする.東日本大震災から の6年間における、都道府県の地域防災計画の改定状況 及び所在する市町村の地域防災計画改定に対する支援状 況を把握するため、全都道府県に対してアンケート調査 を実施した.本稿では、その調査結果について報告する.

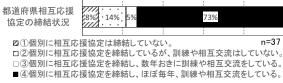
2. 調査の概要

アンケート調査の概要を表1に示す.全国47都道府 県を対象に地域防災計画の改定状況等に関する質問紙調 査を実施し,本集計時点では37都道府県(回収率78.7%, 以下では県等と称する)の協力を得た.

調査名称	都道府県地域防災計画の改定状況等に関する調査				
調査対象	全国 47 都道府県の地域防災計画担当部署				
調査時期	平成29年2月中旬~3月下旬				
配布回収	郵送回付/郵送又は電子メール回収				
回収状況	37都道府県(回収率 78.7%)				
	※平成 29 年 4 月末現在				
調査項目	 ①被災可能性への対応状況 				
	②地域防災計画の改定状況				
	③市町村地域防災計画改定への支援状況				
	④その他計画の策定状況等				

表1 調査概要







3. 調査結果及び考察

(1) 被災可能性への対応状況

東日本大震災では、東北をはじめとくに沿岸地域の自 治体は当時の被害想定を超える巨大津波が来襲し、関東 大震災(1923)以来となる隣接3県で犠牲者が1,000人 以上となる広域巨大災害となり、また地震+津波+原子 力事故の災害が複合して被害が巨大化する複合災害とな った.そのため災害対策基本法の改定も大規模で、県等 では広域巨大災害及び複合災害への対応状況に迫られた.

地震・津波被害想定の実施年度を見ると、8割以上の 県等が東日本大震災後(平成23年以降)に見直してい るが、平成22年以前に見直したままの県等も16%存在す る(図1).見直しを行っていない県等には東日本大震 災の津波被災県も含まれるが、被害想定の実施状況は国 の検討状況にも左右されること、東北では復興が優先さ れたことにも留意すべきであろう.

広域巨大災害や複合災害への対応については,7割以 上の県等が被災を想定して計画を策定しているが,マニ ュアルの作成や訓練を実施している県等は3割以下とな っている(図2).また,広域巨大災害を想定して災害 対策基本法第17条に基づく「都道府県相互間地域防災 計画」を策定している県等は皆無である.しかし,都道 府県間相互応援協定の締結状況を見ると,9割以上の県 等の間で相互応援協定を締結しており,さらに毎年訓練 や相互交流をしている県等も7割以上ある(図3).現 状では,広域災害時の他県との連携は,多くの県等で相

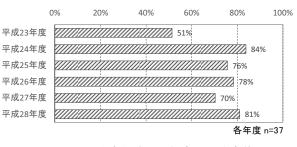
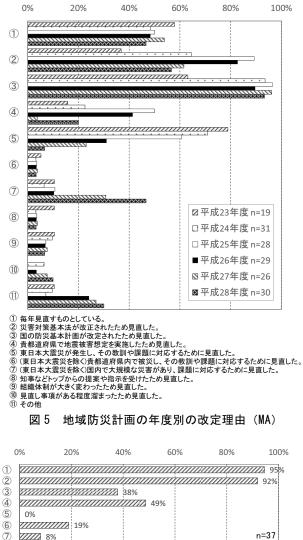


図4 地域防災計画の年度別の改定状況



① 危機管理部署で取り組むべきと考える施策を積極的に計画に定めている。

② 危機管理部署など担当部署以外から取り組むべきと提案があった施策にも、積極的に計画 に定めている。

- ③ 知事などトップからの提案や指示を受けて施策として計画に位置づけることもある。
- ④ 県民や各種団体からの提案を受けて位置付けた施策もある。
 ⑤ 提案ではなく、具体的に事業化・予算化された施策についてのみ計画に定めている。
- ⑥ 法律等が求める最低限の事項を定めている。
 ⑦ その他
 - 図6 地域防災計画に定める施策の性質(MA)

互間地域防災計画ではなく,相互応援協定で対応する方 針である.

(2) 地域防災計画の改定状況

県等における地域防災計画の改定状況や改定のきっか け、さらに改定作業上の課題等について尋ねた.

東日本大震災後の地域防災計画の年度別の改定状況は, 東日本大震災直後の平成23年度は改定率が51%と低いが, 平成24~28年度では80%前後である(図4).

年度別の改定理由では、平成23年度は東日本大震災



- ④ 庁内調整等にあたり、他部署の協力を期待通りに得ることが難しい。
- 5 とくに問題はない。 6 その他

図 10 計画を大幅改定する際の庁内体制の課題(MA)

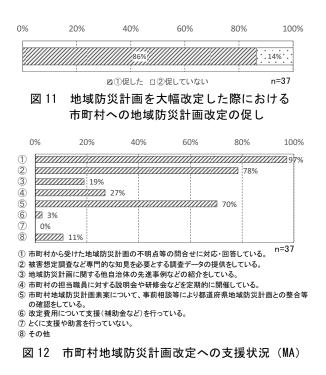
の教訓・課題に対応することを,平成24年度以降は上 位計画である国の防災基本計画が改定されたことを理由 としている県等の割合が最も高い(図5).回答を得た 37都道府県のうち,「毎年見直す」としているのは15 県等(全年度の最大値)であり,「毎年改定する」こと と意識している県等は約4割に留まることがわかった.

地域防災計画に定める施策の性質を見ると,9割以上 の県等は危機管理部署だけでなく担当部署以外からの提 案も受けて取り組むべきと考えて,施策を積極的に計画 に定めている.さらに県民や各種団体からの提案も定め ている県等は半数程度見られ,積極的に必要な施策を計 画に定めている様子がうかがえる(図6).

計画を大幅改定する際の所管部署の職員体制を見ると、 体制を変えずに対応した県等が過半を占めるが,増員し て対応した県等も1/4程度存在する(図7).

外部専門機関などに対する外部委託の有無を見ると, 大幅改定の際に1割の県等は外部委託しているが,8割 以上の県等は外部委託せずに計画を改定している(図 8).

庁内体制では、外部専門員を含めた委員会の設置又は 庁内のみであるが検討委員会や部会等を設置して調整を 行っている県等が過半を占めた.一方、各担当部局への 照会のみに留まる県等も1/3存在する(図9).しかし、 大規模災害時は部署単独で動く活動ばかりでなく全庁で 連携する活動も多いため、大幅改定の際は検討委員会や



全庁的な部会を立ち上げて検討する必要がある.

地域防災計画を大幅改定する際の庁内体制の課題としては、3割の県等が「とくに問題はない」としているが、 一方で所管部署の人員が不足しているとする県等が54% あるなど、約半数以上の県等は改定にあたり何らかの課題を抱えているとしている(図10).庁内体制の課題 として、「所管部署の人員が不足している」が過半を占 めるが、前述のとおり改定時に所管部署の体制を変えない(図7)又は外部委託しない(図8)といった回答が 多いため、地域防災計画の大幅改定時には「職員が繁忙 になってじっくりと考える暇もない」状況も推測される.

(3) 市町村地域防災計画改定への支援状況

市町村地域防災計画は都道府県地域防災計画に抵触し ないように作成する必要がある.また,災害対応を行う 上では都道府県と市町村との連携は必要不可欠であるた め,現在,市町村地域防災計画の改定にあたり県等が実 施している市町村への支援・助言等について調査した.

都道府県地域防災計画を大幅改定した際における市町 村への地域防災計画改定の促しを見ると、「市町村に改 定を促した」とする県等が過半を占めるが、一部の県等 では促していない(図11). 促していない県等におけ る改定状況は不明であるが、全国的に市町村の改定率は 都道府県に比べて30%程度低く、県等から市町村への 計画改定の促しは必要ではないかと考える.

県等による市町村地域防災計画改定への支援状況を見 ると、多くの県等は「市町村からの問合せ」や「専門的 な調査のデータ提供」、「計画素案の事前相談」等につ いて実施している.一方で、「先進事例の紹介」や「市 町村の担当職員に対する説明会や研修会の開催」は一部 の県等に留まる傾向が見られた.また、市町村地域防災 計画改定時に義務付けられていた県等との事前協議が災 害対策基本法(法第42条第5項)の改正により事後報告 となったが、現在でも「計画素案について事前相談によ り整合を図っている」とする県等は7割ある(図12).

自由回答で市町村への支援に関する課題等を尋ねたと ころ、「市町村における担当職員の不足」など体制の脆 弱さを指摘する意見が見られ、「何らかの対策が必要と 感じている」県等も存在することがわかった.

0%	20%	40%	60%	80%	100%			
5%	19% 11	.% 30	%	35%				
	図①見直して	: いない。(既往0	: Dまま)		n=37			
		計画の大幅改		している。				
□ ③地域防災計画を見直した際は、見直しを行っている。								
	■④定期的な見直しを行っている 図⑤その他							
図13 地域防災計画改定時における災害時の								
対応活動要領の見直し状況								
	×1//L	加到女限	の元回し1	<i>へ <i>ม</i>ь</i>				
0%	20%	40%	60%	80%	100%			
77	<i></i>				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	1%	19%		32%	11%			
Ø	〕防災・災害対策に関			別はない。	n=37			
	2)基本構想·総合計画							
-	3)②に加えて、防災や							
-	④防災・災害対策に関 無回答)	貞する基本 力針を	「不す余例を制)	E。又は取り組ん	でいる。			
		災害対策に	関する基	本方針の制	司定			
_								
0%	20%	40%	60%	80%	100%			
_								
5%				14% 22	%			
-	<u></u>							
	⊠①2014年度に	策定した。	⊡ ②2015	年度に策定した	. _o n=37			
	□③2016年度に	策定した。	■④現在、	策定中である。	0			
	図 15 国	土強靭化地	也域計画の)策定状況				
0%	20%	40%	60%	80%	100%			
0%	54%		32	2%	1% 3%			
	☑①BCPは、現在: □②BCPは東日本				n=37			
	■③東日本大震災			5				
	◎④東日本大震災	以前に策定した	BCPの抜本的な	見直しを実施した	t=o			
	□(無回答)							
	図 16 業初	務継続計 画	(BCP) O)策定状況				
		0% 20%	40%	60% 80%	100%			
		0% 20%	40%	60% 80%	100%			
受援	計画の策定状況		40%		14% 3%			
受援								
受援								
受援								
	計画の策定状況		57%		3%			
支援	計画の策定状況 計画の策定状況	3%	46%		3%			
支援	計画の策定状況 計画の策定状況 9①計画は策定し ⁻¹	3% 	57%・ 46%・ ミもない。	14%	14% 3% 24%			
支援	計画の策定状況 計画の策定状況	3% 14% 14% こいないし、予定 こしているが、言	57%・・・ 46%・・・・ さもない。 訓練はしてい ²	14% ;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	14% 3% 24% n=37			
支援 ☑ □	計画の策定状況 計画の策定状況 9①計画は策定して 1②計画策定(予定	3% 14% 14% こいないし、予定 こしているが、 数年毎に計画	57% 46% きもない。 訓練はしていれ に基づき訓練	14% はい。 を実施している	14% 3% 24% n=37			
支援 ☑ □	 計画の策定状況 計画の策定状況 ①計画は策定して ③計画を策定し、 ④計画を策定し、 	3% 14% 14% こいないし、予定 こしているが、 数年毎に計画	57% 46% きもない。 訓練はしていれ に基づき訓練 づき支援活動	14% はい。 を実施している の訓練を実施し	14% 3% 24% n=37			

(4) その他計画の策定状況等

地域防災計画は,地方公共団体として行うべき災害対 策が網羅されており,活動マニュアルや業務継続計画 (BCP)等の基礎となる計画である.それらの計画等の 策定・見直し状況についても調査した.

地域防災計画を改定したときに「災害時に運用するた めの対応活動要領(対応マニュアル)などの見直し」を 見ると、定期的な改定や地域防災計画の改定時に合わせ て見直しを行っている県等が4割あり、「その他」のう ち7割の自由回答には「必要に応じて修正している」と いう意見が見られた.一方で5%の県等では「見直して いない(既往のまま)」と回答しており、「見直しが滞 っている」県等も存在することがわかった(図13).

防災・災害対策に関する基本方針の策定を見ると、ほ とんどの県等が「基本方針とする計画や条例等に定めて いる」としているが、1割の県等では「そのようなもの は定めていない」としている(図14).

国土強靭化計画の策定状況を見ると、回答のあった全 ての県等が平成25年の国土強靭化法の制定後に対応し ている(図15).また、業務継続計画(BCP)の策定状 況を見ると、東日本大震災前には未策定であった県等も 東日本大震災以降に対応している(図16).

一方,受援計画・支援計画の策定状況について,支援 計画よりも受援計画の策定率が高く,ほとんどの県等で 受援計画を策定しているとの回答であった(図17). 現時点では受援計画は策定にとどまり,訓練まで実施し ている県等は一部である.しかし災害多発時代に支援活 動が活発に行われていることが,支援計画では訓練まで 実施している県等が4割を占めることの背景といえよう. 東日本大震災や熊本地震では受援体制への課題が多く指 摘されているため,BCPを補う計画との発想で,今後更 なる受援計画の取組が期待される.

4. おわりに

地域防災計画の改定頻度が高ければ災害対応力の向上 が図れるものではないが、自治体として実施すべき防災 対策を統括し、基本的な方針を示している地域防災計画 を定期的かつ適時に見直すことがPDCAサイクルの一連 の流れ、とくにDとしての防災訓練を通して見直し改定 するという流れをつくり、それが災害対応力向上のきっ かけになると考えられる。今後、改定頻度が低い県等に おける取組や課題等を分析するとともに、基礎自治体で ある市町村における地域防災計画改定の課題や改定を促 進するために必要な支援等を調査分析するとともに、市 町村のBCP策定や国土強靭化地域計画の策定につなげて、 地域防災力の充実強化に資する方策を追求していきたい.

謝辞

年度末の業務多忙の中,アンケートにご協力いただい た都道府県職員の皆様に厚く御礼を申し上げます.

本調査は科研費24221010の助成を受けたものです.

参考文献

- 1) 東日本大震災第三者検証委員会:東日本大震災第三者検証 委員会報告書-宮城県名取市閖上地区の検証-,2014.4.
- 総務省消防庁国民保護・防災部:地方防災行政の現況,2008.3~2017.1.
- 3) 小田切利栄,中林一樹,佐藤純一,松浦直樹,山本太一:自治体の災害施策充実に寄与する自治体属性・施策属性に関する研究-自治体の災害施策自己評価をもとにして-,地域安全学会論文集,No.21, p p.209-218,2013.11.
- 4)山本正典,高雄綾子:市町村防災行政の現状分析及び今後の 課題~地域防災計画の分析から~,地域安全学会梗概集
 (9),pp.30-33,1999-11.
- 5) 永松伸吾,林春男,河田恵昭:地域防災計画にみる防災行政の 課題,地域安全学会論文集(7),2005-11,pp.395-404.